



JRI news release

相続税・贈与税の一体化措置の効果

- 改革の効果の試算 -

2002年12月13日

(株)日本総合研究所

調査部 経済・社会政策研究センター

<http://www.jri.co.jp/>

本レポートに関するご照会は、下記宛にお願い致します。

調査部 経済・社会政策研究センター 湯元
(tel: 03-3288-4737 e-mail: yumoto.kenji@jri.co.jp)

経済・社会政策研究センター 蜂屋
(tel: 03-3288-4522 e-mail: hachiya.katsuhiko@jri.co.jp)

相続・贈与税の一体化の概要と目的

．相続税・贈与税の一体化措置の概要

適用対象は65歳以上の親から20歳以上の子である相続人。ただし、住宅取得資金の場合、親の年齢条件が外れる。

従来からの制度との選択制。受贈者の兄弟姉妹が、贈与者の父母毎に選択可能。

財産の種類、金額、贈与回数に制限なし。

税額は従来からの制度とは区別して計算。

相続時に相続額と過去の全贈与を合計して、相続税額を計算。過去に支払った贈与税額を控除。

贈与時は20%の単一税率。

贈与は2500万円まで非課税。住宅取得資金については3500万円まで非課税。非課税枠は、使い切るまで複数年にわたって利用可能。

．相続税・贈与税の一体化措置の目的

1．相続と贈与の選択に対する中立性の確保

従来制度では、生前贈与を抑制するために、相続税に比べて贈与税を重課。

今回の一体化措置を選択した場合、相続と贈与の規模やタイミングに関係なく、相続と贈与トータルの税負担が一定となるため、自由なタイミングで贈与を行うことが可能。中立性の高い仕組みに。

2．経済の活性化

現在、デフレ経済からの脱却に向けた需要の創出が緊急の課題。こうしたなか、高齢世代の保有する資産の有効活用が求められる。一体化措置の導入によって、生前贈与が従来以上に増加する可能性があり、結果的に、現在の現役世代の購買力が向上し、個人消費の拡大に結びつくことが期待。

相続税・贈与税の一体化の効果をどうみるか

改革の目的は概ね達成可能。ただし、今回の改革は、相続・贈与に関する税制の中立性確保とマクロ経済の刺激といういわば二兎を追うものであるだけに、結果的に双方の狙いが不徹底に終わる懸念も。今後は、中期的な視点からさらなる改善余地を探っていく必要。

．相続・贈与の選択に対する中立性

税制の中立性確保は概ね達成。

もっとも、それは一体化措置を選択した場合。相続に比べて贈与税の負担が重い従来の制度を選択する場合、中立性は確保されない。一体化措置の適用対象者について、贈与する側が65歳以上、贈与を受ける側が20歳以上との年齢制約があり、選択の機会が不均等である点、問題。

．経済活性化効果

1. 相続対贈与比率の日米比較

既に相続と贈与が一体化されているアメリカでは、税引後の相続と贈与の比率は96.2対3.8。これに対し、現在の日本では99.0対1.0と試算。

2. 贈与税額の増加

一体化措置によって、日本でどの程度の贈与が新たに発生するかは、全く未知数ながら、仮に、アメリカ並に贈与の割合が上昇すると仮定すると、**贈与額は税引後で3.1兆円（名目GDP比0.6%）程度増加すると試算。**

3. 新規需要の増加

このうち、需要創出に即効性があるとみられる現金・預金、有価証券といった流動性の高い資産が、1年間で全て支出に回されるとすると、個人消費や住宅投資などの**需要は1.5兆円（同0.3%）増加すると試算。**新規需要が1年間で顕在化するかどうかは、不確実ながら、**景気刺激にそれなりの効果。**

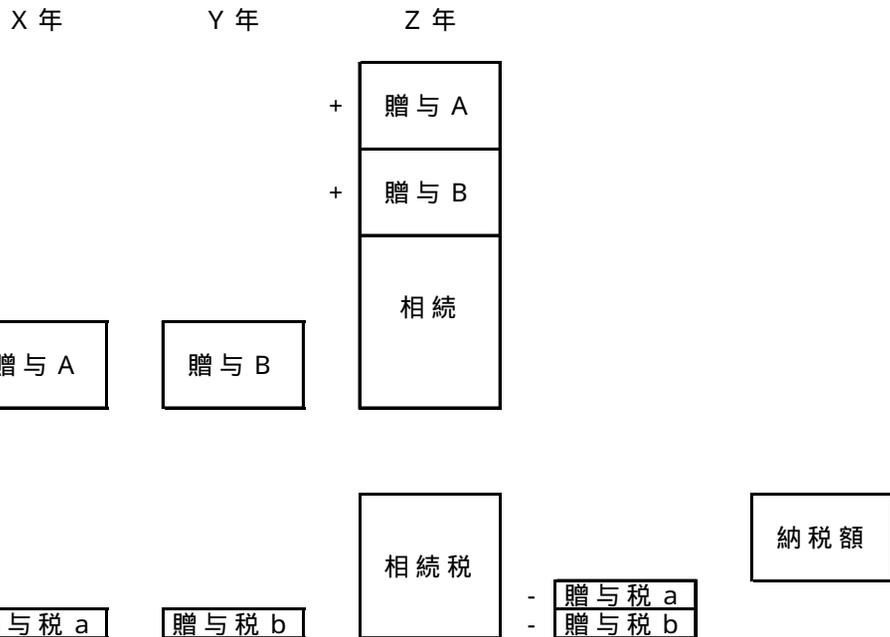
相続税・贈与税改革の概要

相続と贈与の一体化措置	適用対象者	贈与者は65歳以上（住宅取得資金を除く）の親、受贈者は20歳以上の子である推定相続人。
	適用手続	選択制。受贈者の兄弟姉妹が、贈与者の父母ごとに選択可。
	適用財産	財産の種類、金額、贈与回数に制限なし。
	税額の計算	従来の制度とは区別して計算。 相続時に過去の贈与を合算して計算した相続税額から、過去に支払った贈与税額を控除。
	贈与時の課税	税率20%の一律課税。 2500万円まで非課税。住宅取得資金については3500万円まで非課税。限度額を使い切るまで利用可能。
税率構造の見直し		最高税率を70%から50%に引き下げ 税率の刻みを6段階に減少（従来：相続税9段階、贈与税13段階）

日米の相続税・贈与税関連データ

日本(2000年)		アメリカ(1998年)	
項目	金額 百万円	項目	Amount \$1,000
相続税			
取得財産価額	14,299,285	Gross estate for tax purposes	195,623,949
		Taxable estate	114,674,614
加算贈与財産価額	48,729	Adjusted taxable gifts	5,085,553
課税価格	12,340,937	Adjusted taxable estate	119,760,167
相続税額	2,461,769	Tentative estate tax	48,356,820
贈与税額控除	9,388	Gift tax	1,044,193
		Estate tax before credits	47,324,997
納付税額	1,521,269	Net estate tax	22,761,508
贈与税			
取得財産価格	1,197,366		
贈与税額	95,456	Gift tax net collection	3,269,454

一体化後の相続税額の計算方法の模式図



贈与額の増加の試算

	アメリカ 実績 億ドル	日本 実績 試算			
		億円	生涯 [△] -入		一体化後
			億円	億円	
相続額	1,261	142,993	142,993	-	
相続税額	228	15,213	15,213	-	
税引後相続額	1,034	127,780	127,780	124,202	
過去の贈与額	51	487	1,582	-	
贈与税控除	10	94	305	-	
税引後過去の贈与額	40	393	1,278	4,856	
÷ × 100	3.9%	0.3%	1.0%	3.9%	
贈与額	-	11,974	-	-	増加額
贈与税収	33	955	-	-	
税引後贈与額	-	11,019	-	41,885	30,866
			名目GDP比	0.6%	
			うち現金等	15,926	
			名目GDP比	0.3%	

(注)現金等は「現金・預貯金等」と「有価証券」。税引後の贈与額に占める割合も税引前と同じ割合とした。